

## 尼崎市介護事故に伴う報告の取扱いに関する要領

### 1 主旨

この要領は、介護サービスの提供過程で、利用者又は入所者(以下「利用者等」という。)に何らかの不利益な結果が発生した場合、又は発生する危険があった場合(以下「事故」という。)に、厚生労働省令に基づき、本市への報告が適切になされるよう、報告すべき事故の範囲、報告の手順、報告事項等を定めるものとする。

### 2 報告の対象となる事業者及び介護サービス

- (1) 尼崎市に所在する介護保険法に基づく指定事業者(以下「事業者」という。)が行う介護保険適用サービス
- (2) 尼崎市以外に所在する事業者が行う介護保険適用サービスであって、尼崎市の介護保険被保険者が利用するもの

### 3 報告書の様式

事故の報告に係る様式は別紙のとおりとする。

### 4 報告すべき事故の範囲

事業者は、次に掲げる事故について、本市へ報告する。

- (1) サービスの提供時における利用者等のケガ又は死亡事故が発生した場合
  - ア 「サービスの提供時における」とは送迎、通院等の間の事故も含む。また、在宅介護の通所・短期入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者等が事業所内にいる時間は「サービスの提供時」に含む。
  - イ 外部の医療機関で受診を要したものを原則とするが、それ以外でも家族等に連絡したものについては報告する。
  - ウ 事業者側の過失の有無は問わない。(利用者等の自己過失によるケガであっても、イに該当する場合は報告する。)
  - エ 利用者等が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき(トラブルになるおそれがあるとき)は報告する。
  - オ 利用者等が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに本市へ連絡し、職員の指示に従い、必要な場合は報告書を再提出する。
- (2) 食中毒及び感染症等が発生した場合
  - ア ここで定める感染症等とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)に定める1類、2類、3類に該当するものとする。
  - イ 事業者のうち、通所・短期入所サービス及び施設サービスを実施する事業者は、次に掲げる場

合について、本市へ報告する。

① 感染性胃腸炎(ノロウイルス)や疥癬の発生など、利用者等及び職員(従業者)に蔓延するおそれのある場合

② 感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症(新型インフルエンザ、新型コロナ感染症等)に係るクラスター(集団発生)によるサーベイランスの報告を保健所に行った場合又は当該報告を行わない場合であっても、事業者の判断で休業を行うなどサービス提供の継続に支障をきたすような場合

ウ 事業者は、食中毒及び感染症等の発生について、関連する法に定める届出義務がある場合はこれに従わなければならない。

エ 事業者は、保健所から報告するように指導・指示があった場合、これに従わなければならない。

(3) 職員(従業者)の法令違反・不祥事等が発生した場合

事業者は、利用者等の処遇に影響があるもの(例:利用者等からの預り金の横領、個人情報流出など)について、本市へ報告する。

(4) その他、事業者が報告を要すると認めた事故等の場合

## 5 報告の手順

事業者は、事故発生後、速やかに所定の様式で、原則、電子メール等の電磁的方法により本市へ報告する。ただし、緊急性・重大性が高いと事業者が判断した事故については、事故発生後直ちに本市へ電話により報告を行い、その後所定の様式により報告する。なお、事故対応の終結が長期に及ぶ場合は、必要に応じ適宜電話や所定様式で経過報告し、対応が終結した時点で所定の様式により結果報告する。

## 6 利用者等への説明

事業者は、利用者等からの求めに応じて、事故報告書の控えを交付する。また、事業者は、事故発生後、利用者等に次の内容を説明しなければならない。

(1) この要領に基づき、「事故報告書」を作成し、本市に提出すること。

(2) 提出後の事故報告書が個人情報以外を事故事例として兵庫県に報告される場合があること。

(3) 情報公開請求が出された際に、個人情報以外の内容が公開される場合があること。

## 7 報告先

事業者は、4で定める事故が発生した場合、次の両者に報告する。

(1) 被保険者の属する保険者(市町)

(2) 事業所・施設が所在する保険者(市町)

※感染症及び食中毒が発生又はそれらが疑われる状況が生じた場合は、速やかに保健所に報告する。

## 8 その他事業者の対応

事業者は、事故発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルを整備し、職員(従業者)に周知徹底する。また、事業者は発生した事故について原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるとともに、確認等を求められた場合は、再度報告を行う等、本市の指示に従う。

## 9 報告を受けた場合の本市の対応

本市が事故の報告を受けた場合、その事故の状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、適宜、必要な指導、助言を行う。なお、市外に所在する事業者への事実確認等の必要がある場合は、事業所の所在地の市町村と連携を図ることとする。

## 参考

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号)、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号)、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号)、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 30 年厚生労働省令第 5 号)、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 36 号)、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 37 号)、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和 41 年厚生省令第 19 号)、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 20 年厚生労働省令第 107 号)